

久留米大とのコラボで第21回ちきゅうCaféを開催

CASAのちきゅうCaféは、気候変動問題に係わる幅広いテーマを取り上げ、「気候危機を『自分事』として考えてみたい」、「気候危機をこれから学んでいきたい」という方を対象に、2016年から開催しています。

CASAはこれまでに、オーガニックレストラン Open Sesameさん、子どもの本の専門店クレヨンハウス大阪店さんとコラボした「ちきゅうCafé&絵本」(2017年7月)や、音楽家の山本真美さん、カレー&カフェバー「リビジャ」さんとコラボした「ピアノ演奏とフェアトレードカレーを楽しみながら地球環境を考えるゆうべ」(2018年5月)を開催してきました。

第21回ちきゅうCafé「ポイントはこちら！若者と読み進めるIPCCの科学 AR6/WG1」は、久留米大学商学部の近江貴治先生からCASAにご提案をいただき、実現したものです。近江ゼミで学ぶ2年生・3年生の皆さん9名は、約1年をかけて2021年に公表されたAR6/WG1のSPM(政策決定者向け要約)を

読み進めてこられました。ちきゅうCaféでは、SPMのA章からD章の各章を、2名ないし3名からなるグループで担当し、知見のポイントを高校生が聴いて分かるよう解説するプレゼンテーションに取り組みました。

久留米大学商学部
近江ゼミの皆さん
とのコラボ企画

気候危機を知ろう。
IPCCの報告書で学ぼう。

2021年
2/16(木)
18:30-20:00

CASA 第21回 ちきゅうCafé
ポイントはこちら！
若者と読み進める IPCCの科学
AR6/WG1

#ちきゅうcafeで気候変動について話そう #気候危機の時代に生きている

Contents

特集	G X法案を廃案に！	2
報告	電力システム改革を揺るがす大手電力会社の横暴	4
報告	日本の気候変動訴訟 石炭火力をめぐる行政訴訟について	8
報告	エネルギー安全保障・脱炭素化に原発は有効か	10
報告	電気料金を決めているしくみ・要因は何か?	12
報告	第20回・第21回ちきゅうCaféを開催	14
報告	家庭でできる創エネ・省エネ学習会を開催	16
報告	淀川庭窪ワンドでのごみ清掃活動	17
報告	地域での脱炭素の取り組みを応援します ～島本町での取り組み～	18
報告	自然エネルギー市民の会の活動	19
報告	第51回公害環境デー 気候危機を止める！ 市民はどう考え、どう行動するか	21
報告	CASAでのインターンを終えて	22
	会員のひろば	24

日本政府は、GX（グリーントランスフォーメーション）基本方針を2月10日に閣議決定し、同日、「GX推進法案」を国会に提出し、2月28日には「原子力基本法」、「電気事業法」、「原子炉等規制法（炉規法）」、「使用済み燃料再処理法」、「再エネ特措法」の5つの法律の一部改正案を、「GX脱炭素電源法案」という1つの束（たば）ね法案として閣議決定し、同日、国会に提出しました。

「束ね法案」というのは、いくつかの法案をまとめて1本の法案として提出するものです。この「束ね法案」の問題点は、前回のCASAレターの「許されない原発政策推進への大転換」の中の「民主主義に反する重大な手続違反」で指摘しました。

今回の束ねられた5つの一部改正案は、ひとつひとつの改正内容が、エネルギー政策の根幹に関わるもので、私たちにとっても、将来世代にとっても極めて重要な法案です。これを「束ね法案」として、審議を簡略化し、拙速に成立させようという政府のやり方はあまりにも乱暴です。

さらに、この「GX推進法案」や「GX脱炭素電源法案」には、以下のような重大な問題点を含んでいます。

原子力の「規制」も推進側の経産省に

従来、原子力規制委員会の権限であった原子炉の40年から60年への延長の認可権限を、この法案では経産大臣の権限に変えてしまっています。さらに、60年を超えて運転する場合の、運転を停止した期間についての認可権限も経産大臣になっています。

原子力規制委員会や原子力規制庁は、福島原発事故の反省を踏まえて、「経産省などの原子力利用側から、規制を明確に分離し、独立性、中立性を確保する」ために設置されたものです。平成24年1月31日付けの細野豪志環境大臣・原発事故の収束及び再発防止担当大臣の「原子力組織制度改革法案などの閣議決定に当たって」の文書には、「今回の改革は、事故の教訓を踏まえて、放射線から人の健康と環境を保護するという目的のために、規制制度・防災体制とこれを運用する行政組織について抜本改革を図るもの」とされ、「今般の改革で、経済産業省など原子力利用側からは明確に分離」とされていました。また、「原子力規制委員会設置法 参議院付帯決議」でも、「原子力規制委員会は、原子力を推進する組織はもとより、独立性、中立性を確保するため、関係事業者等の外部関

係者との接触などのルールを作り透明性を図る」とされています。ここで「原子力を推進する組織」とは経産省のことで、原発事故の原因は、「推進」と「規制」とが同じ経産省にあったことへの反省から、「推進」と「規制」の分離を図ったものです。

ところが、今回の改正案は、原発の運転期間の延長などの認可権限を、原発の利用側である経産省に戻すもので、福島原発事故の反省に真っ向から対立するものです。

原子力事業の安定が国の「基本的施策」？

原子力基本法の一部改正では、「電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うこと、その他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策」が「原子力利用に関する基本的施策」とされています。「原子力施設の安全性を確保するため」ならともかく、「安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備する」ことが基本的施策とは、どうしても原発を維持したいとの日本政府の思惑が如実に現れています。

GX経済移行債の発行

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするためには今後10年で150兆円超の資金が必要として、官民合計の投資のうち、国の投資分にあたる20兆円程度を「GX経済移行債(脱炭素成長型経済構造移行債)」という国債を2023年度から発行するとしています。こうした資金の使い道を脱炭素事業に限定する国債は、EUやインド、韓国、インドネシアなどこれまで45カ国・地域が発行していますが、多くの例は再生可能エネルギーなどに用途を限定しています。ところが、GX経済移行債は原発関連を含むだけでなく、石炭火力のアンモニア混焼なども対象とすることが想定されています。さらに2023年度は原発の研究開発事業なども対象にするとされています。ここでも日本政府の原発存続の意図が明らかです。

閣議決定されたGX基本方針の問題点

水素・アンモニアの導入促進

水素・アンモニアは、発電・運輸・産業など幅広い分野で活用でき、化石燃料と混焼できるとし、火力発電からのCO₂削減に資するとされています。

水素もアンモニアも、現在は化石燃料由来で、製造時に大量のCO₂を排出します。製造時にCO₂を排出しないグリーン水素は、化石燃料由来の水素(グレー水素)に比べてコストが5~10倍になるとの指摘もあります。グリーンアンモニアも、現状ではグレーアンモニアに比べてコストが4倍を超えと言われます。

そもそも、グリーン水素・グリーンアンモニアを石炭火力に混焼しても、CO₂の削減効果は限定的です。コストに対して効果が限定的なグリーン水素・グリーンアンモニアの導入を促進するより、再生可能エネルギーの普及に資金を投入するほうが、はるかに大きなCO₂削減効果を生みます。

CCS (CO₂回収・貯留)

CCSについても、事業環境を整備するため、模範となる先進性のあるプロジェクトの開発及び操業を支援し、制度的措置を準備するとしています。

しかし、CO₂の分離・回収、輸送、圧入などの過程でCO₂を排出するうえ、日本には圧入する場所がありません。さらにCCSは高コストで採算性に大きな問題があります。水素・アンモニアの導入同様、このように高コストで実用化の目処のないCCSに資金を投入するより、低コストで実用化されている再生可能エネルギーの普及に資金を投入すべきです。

GX関連法案は廃案に！

そもそもGX基本方針やGX関連法案には以下のような基本的な問題があるように思います。

何よりも気候危機に対する危機感が欠如しています。「気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっている」と記述していますが、排出削減が喫緊の課題となっていることについての認識はなく、「2030年までの対策が決定的に重要」かが検討された形跡もありません。

また、日本が気候変動問題の加害国であるという認識も欠如しています。日本は温室効果ガスの排出量が世界第5位であり、累積排出量も第6位です。日本の排出責任からすれば、「2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年比)」の目標は低すぎ、2050年のカーボンニュートラルも前倒しの達成が目指されるべきであるにもかかわらず、こうした認識はまったく感じられません。

福島原発事故に対する反省や事故の教訓に学ぼうとする姿勢がないことは、すでに記述したとおりです。

GX関連法案は廃案にすべきであり、廃案にむけて、声をあげ、行動することが必要だと思います。

早川 光俊 (CASA専務理事)



電力システム改革を揺るがす大手電力会社の横暴

はじめに

政府は、電力市場の競争環境の整備等を推し進めるとして、「電力システム改革に関する改革方針」（2013年4月閣議決定）に基づき、①電力広域的運営推進機関（2015年4月発足）の設置、②小売及び発電の全面自由化（2016年4月実施）、③一般電気事業者（旧大手電力会社）の送配電部門の法的分離（2020年4月実施）を柱にした改革を進めてきた。

電力システム改革10年を迎えて顕在化した、特別高圧・高圧電力部門の小売市場における一般電気事業者のカルテル談合疑惑、電力送配電会社の管理情報の一般電気事業者による不正閲覧事件は、一般電気事業者の横暴と電力システム改革のひずみを明らかにした。以下に、これらの不正問題の概要を関西電力の関与を軸に探り、今後の方向を考えてみたい。

カルテル談合疑惑とはなにか

2022年12月2日の各社報道によれば、事業者向けの電力販売でカルテルを結んで自由競争を阻害した（独占禁止法違反・不当な取引制限）として、公正取引委員会（公取）は、中部・中国・九州電力株式会社3社に対して合計1000億円超の課徴金納付を命ずる処分案を3社に通知したという。

摘発されたカルテルは、「特別高圧電力」「高圧電力」の販売において、2018年秋ごろから、お互いに他社の営業区域における営業活動を控え、顧客獲得競争を回避する協定を結んでいた疑い。上記3電力会社に加えて関西電力の4社が関与（後述）したという。

電力の小売販売は、2016年から家庭用も含めた全面自由化が施行されたが、「特別高圧電力」は2000年から、「高圧電力」は2005年までに自由化されていた。「特別高圧電力」は、大規模工場やオフィスビル向け、「高圧電力」は中小工場・ビル向けだが、大規模工場などでは一定の周波数の送電という電力の品質維持が

求められる。しかし、各大手電力はすでにその技術を獲得している。したがって、高圧部門の顧客獲得は、電力販売価格の競争に収斂していき、各社は安売り合戦に突入することになる。他社より低価格を提示することで顧客獲得を成す営業活動は、結果的に経営的な疲弊を招かざるを得ない。カルテル誘引の背景はここにある。

関西電力がカルテルを主導か

報道によれば、このカルテルは、関西電力が他の3社と個別に結んだものという。2011年以降、原子力発電所が停止し、電力各社は収益が悪化していった。関西電力では、2017年に高浜3、4号機が再稼働し、料金引き下げを実施するとともに中部以西における営業活動を展開したものの、3社と顧客の奪い合い、価格競争が激化した。顧客獲得のためには料金単価引き下げが必然化することから、次第に収益悪化が避けられなくなったと考えられる。

表1は、みなし小売電気事業者4社の旧営業区域における新電力の販売電力量のシェア率を算出したものの。

今回のカルテルが実施されたのは、2018年度の下半期以降2020年3月くらいまでの期間と考えられる。この期間の関西電力エリアを除く他地域では、特別高圧・高圧のシェアは圧倒的にみなし小売電気事業者が握っている。2016年度から合計の新電力のシェアが2桁になるのは関西電力エリアだけである。特別高圧、高圧部門の需要量の規模が大きい関西電力エリアで新電力に市場を奪われていた関西電力は、他区域のみなし小売電力会社との消耗戦に陥ることを避けたいとの思惑が生じたことは容易に想像できる。関西電力が3社にカルテルの相談を持ち掛けた動機がここにある。3社にとっても、“渡りに船”だったにちがいない。

表 1: みなし小売電気事業者の旧営業区域における
新電力のシェア 単位:%

営業 区域	供給区域	特別 高圧	高圧	低圧		その他 需要	合計
				電灯	電力		
中部	2016年度	1.8	9.4	1.6	0.6	11.1	4.6
	2017年度	2.8	16.6	5.0	2.3	11.8	8.5
	2018年度	3.0	19.7	8.9	4.8	23.6	10.9
	2019年度	2.0	18.5	12.2	7.1	27.5	11.1
	2020年度	2.1	19.1	16.4	10.6	12.8	14.4
	2021年度	6.6	22.1	19.9	14.1	16.3	9.0
関西	2016年度	10.4	20.8	3.4	2.0	42.3	11.3
	2017年度	13.9	27.4	9.6	7.7	44.1	16.7
	2018年度	8.9	22.8	15.5	14.5	45.6	15.9
	2019年度	9.0	21.1	20.6	19.1	45.2	17.2
	2020年度	13.4	25.2	25.0	23.2	7.9	21.6
	2021年度	12.6	27.9	28.8	27.4	12.8	23.6
中国	2016年度	1.4	7.0	0.3	0.2	9.1	2.8
	2017年度	3.2	12.3	1.7	2.0	11.9	5.7
	2018年度	4.0	14.4	3.5	5.9	13.9	7.3
	2019年度	4.3	14.4	5.0	9.5	12.3	8.1
	2020年度	12.0	20.5	7.4	14.2	13.3	5.9
	2021年度	9.7	24.1	9.9	19.4	14.7	6.5
九州	2016年度	2.5	12.2	1.3	0.7	9.3	5.5
	2017年度	3.3	19.6	4.4	3.3	11.1	9.5
	2018年度	4.1	23.1	7.4	7.5	10.3	12.3
	2019年度	2.1	20.8	10.1	11.0	12.1	10.2
	2020年度	2.4	19.2	12.6	13.6	10.3	12.6
	2021年度	2.4	17.9	15.4	16.1	21.8	13.3

※この表は、電力・ガス取引監視委員会の電力取引報の結果から算出。新電力とは、みなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)以外の小売電気事業者をさす。

関西電力はなぜ課徴金を免れたのか

報道によれば、公取は、電力3社に対して総額1000億円という課徴金としては過去最高額を通知したという。独占禁止法に課徴金制度が盛り込まれたのは2006年。2020年には、談合やカルテルに加わった企業などに自主的な違反申告を促すため、課徴金減免制度も導入された。表2は、課徴金減免制度に係る説明資料である。

課徴金減免制度では、事業者自らが関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公取に自主的に申告した場合、減免申請の順位や事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じて課徴金額を減額することになっている。また、公取が調査を開始する前に、最初に申告した者は課徴金が全額免除される。

今回、関西電力は、この制度を活用した。自らカルテルを主導しながら、公取の調査以前に自主申告し、課徴金の納付命令を回避した。憤懣やる方ないのは、関西電力の誘いに応じてカルテルを結んだとされる3社である。何らかの方法で公取の調査情報を得た関西電力は、自主申告することによって多額の課徴金納付を免れる道を3社に抜け駆けして選んだとみることができる。

カルテルを主導した関西電力は公取の調査の前になぜ自ら、最初に申告したのか、申告できたのか?。今後の公取の調査結果が注目される。

表 2: 独占禁止法の課徴金減免制度のあらまし(公取HPから抜粋して作成)

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	1位	全額免除	+最大40%
	2位	20%	
	3～5位	10%	
	6位以下	5%	
後	最大3社*	10%	+最大20%
	上記以外	5%	

*公取の調査開始日以後に課徴金減免申請を行った者のうち、減免率10%が適用されるのは、調査開始日前の減免申請者の数と合わせて5社以内である場合に限る。

法違反の送配電会社管理情報の閲覧・利用

2022年12月27日、関西電力は、社員が、子会社の関西電力送配電会社の情報システムにアクセスし、関西電力以外の電力小売事業者と契約関係にある顧客の情報を閲覧していたと公表。12月6日～12日の間に、329名の社員・委託先社員が1,327件の新電力顧客情報にアクセスしていたことを確認したという。しかし、調査を進めるにしたがって不正件数は増え、2019年11月以降の3年間に社員ら1,606人が約15万件の情報閲覧をしていた。同様の不正閲覧は、東北・中部・中国・四国・九州・沖縄電力でも行われていたことが分かった。

2023年2月20日の電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合に、関西電力は社内調査の結果を以下のように報告している。

- ①新電力顧客情報を閲覧していた社員239名中134名(56.1%)、委託先社員461名中445名(96.5%)が、電気事業法上問題となり得ると認識していなかったと回答。そもそも行為規制に関する知識、理解に乏しい社員及び委託先社員が多かったものと認識。
- ②一方、社員239名中102名(42.7%)、委託先社員461名中16名(3.5%)が、電気事業法上問題となり得ると認識しながらも新電力顧客情報を閲覧。その理由は、行為規制(情報遮断)を遵守する意識よりも、円滑なお客さま対応や、業務効率化を優先する意識の方が強かったこと、マスキング処置がなかったことから問題ないだろうという安易な思い込みがあったこと。特に、239名中102名(42.7%)もの社員が、電気事業法上問題となり得ると認識しながらも新電力顧客情報を閲覧していたという点については、事業活動よりコンプライアンスを優先するという意識徹底の不十分さが招いたことで大いに反省すべきことと認識。

関西電力のこの釈明は、にわかには信じ難い。「行為規制に関する知識、理解に乏しい社員及び委託先社

員が多かった」ので、新電力顧客情報を閲覧できないはずの社員・委託先社員の83%が、「電気事業法上問題となり得ると認識していなかった」という。まるで他人事である。行為規制に関する社内教育がなぜ行われていなかったのか、関西電力の責任を不問に付すわけにはいかない。

また、残りの17%の社員・委託先社員は、「電気事業法上問題となり得ると認識しながらも新電力顧客情報を閲覧」していたという。顧客対応や業務効率化を優先した結果と言いつくすが、法違反を承知で業務活動を優先する社員の行動は、利益獲得のためには何をしてもいいという組織風土が根付いていることを象徴しているのではないだろうか。

一般電気事業者の法的分離とは

新電力顧客情報の閲覧が電気事業法上問題となるのは、2020年4月から実施された、一般電気事業者の法的分離に起因する。それまで一般電気事業者は、発電部門、送配電部門、小売部門全てを1つの株式会社で事業化していたが、2020年4月以降、送配電部門が別会社化(法的分離)された。これによって、各事業部門の事業内容、会計、従業員などが明確に区別された。送配電会社は、変電所や送配電網の建設・運用・保守、需給調整、電力使用量の把握などを管理・運営する。そのため、一般送配電事業者・送電事業者が、小売電気事業や発電事業を行うことは禁止された。結果、一般送配電事業者・送電事業者と、そのグループの発電事業者や小売電気事業者に対し、取締役の兼職禁止等の行為規制も課されたほか、送配電事業者の厳格な情報管理が求められた。

一般電気事業者は、他の一般電気事業者や新電力とのシェア争いが激化するにしたがって、なりふり構わぬ営業活動に傾斜していったと考えられる。しかし、それは明らかに電気事業法に違反する行為である。一般電気事業者だけが新電力関係の情報を閲覧できて、新電力と公正な競争環境が成り立つわけがない。

緊急に改革すべき点は何か

政府は、電力市場に競争環境を創出し、電力の安定供給の確保、電気料金の最大限抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を柱とする電力システム改革を推し進めてきた。しかし、次々に明らかになる一般電気事業者の不正行為は、電力システム改革の根幹を揺るがす事態であることを浮き彫りにした。

今回の4社が関与したカルテルは電力の自由競争が呼び水になった形だが、これは、利益最大化を法遵守に優先してでも顧客獲得競争で揺るがぬ地位を確保しようとする一般電気事業者の傲慢さを表している。

小売業の課徴金は当該対象物、対象期間の売上高の3%であるから、カルテル上の3社の売上は3兆円超の規模となる。わずか3%の課徴金を支払えば、その原因となったカルテル行為は実質的に免罪されてしまうのが現在の独占禁止法上の規定になっている。不正な行為を生まないためには、カルテル行為を抑止するに足る課徴金を課すことが必要と思われるが「3%」という数字は動いたことがない。課徴金制度の改善は引き続きテーマである。

いずれにしても、発電部門で圧倒的なシェアをもつ一般電気事業者のカルテルは、新電力の市場参入そのものを阻害する行為でもある。電力システム改革を空洞化させた、カルテル関与の4社の責任は非常に重

い。

また、一般電力事業者7社による新電力の顧客情報の不正閲覧は、送配電部門の法的分離では競争環境が達成できないことを証明した。

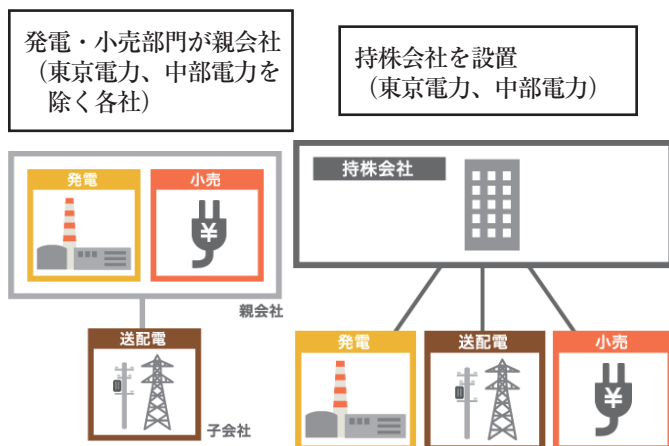
電力・ガス取引監視委員会制度設計専門会合（第82回2023年2月20日）の事務局提出資料では、情報閲覧が可能な状態となっていたシステム上の問題に焦点が当てられている。しかし、最大の問題は、システム上の不備を指摘することなく、シェア獲得競争に有利な情報を法違反と認識しながら活用し続けたことにある。自由競争を促進するはずの改革が実際には競争を阻害したことを重視して再発防止を徹底することではないだろうか。

送配電事業は、現状からさらに踏み込んで、発電・小売部門と送配電部門が資本関係のない、いわゆる所有権分離の形態に移行することが不可欠である。その際には、一般電気事業者ごとの分離形態を変更するのではなく、全国1社の送配電会社を想定し、当面は周波数別の2社に集約すること、いずれの会社も公的管理の下におくことがポイントになる。

圧倒的なシェアを持つ一般電気事業者9社の優位性を与件とした電力システム改革は、このままではその目標を達成することができない。

飯田 秀男（CASA理事）

図1:日本の一般電気事業者の法的分離の形態
(関西電力HPより抜粋して作成)





日本の気候変動訴訟 石炭火力をめぐる行政訴訟について

山本 元 (気候ネットワーク)

2023年2月1日、神戸製鋼所は神戸発電所4号機(65万kW)について、営業運転開始のプレスリリースを発表した。すでに稼働している3基の石炭火力発電所と合わせると270万kWの発電規模に達する。神戸市は、火力発電所が集中立地する日本有数の都市となった。

気候危機の最中、新たな石炭火力発電所が稼働することは、2つの点から問題がある。まず、パリ協定における1.5℃目標を実現するには、先進国においては、2030年までに石炭火力を全廃する必要があるとされている。また、COP26にて採択されたグラスゴー気候合意では、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減が明記されている。2つ目に、IPCCの科学的知見によれば、CO₂の累積排出量と気温上昇が比例の関係にあるとされている。そのため、気候変動を止めるには、過去とこれからのCO₂排出量をあわせた量を一定量までにおさえる必要がある。しかし、これまでに人類はCO₂を既に大量に排出し、地球平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために排出できる残量(カーボンバジェット:Carbon Budget)は限界に近づきつつある。もはや、化石燃料からの排出を許容する余地はなく、気候危機が深刻化するなか、とりわけ温室効果ガスの排出が多い石炭火力を長期にわたって活用することは許される状況にない。

○気候変動問題を司法に問う流れ

神戸においては、神戸発電所3-4号機の建設をめぐる、周辺住民が中心となって計画中止を求める住民運動が立ち上がり、大気汚染と気候変動への影響を主な争点として、2つの裁判を提起している。一つは、石炭火力発電所を建設・稼働する神戸製鋼所及びその子

会社であるコベルコパワー神戸第二、売電先の関西電力の3者を相手とする建設・稼働差止訴訟である。二つ目は、気候危機が深刻化するなかにあっても、石炭火力発電所の建設を認めた国(経産省)の判断について、取り消しを求める行政訴訟である。神戸石炭訴訟の原告・弁護団は、2018年から石炭火力の建設をめぐるこれら2つの気候変動訴訟を提起し、法廷で闘っている。

気候変動訴訟とは、「気候変動に対する緩和、適応及び気候科学に関する法又は事実を主要な争点とする訴訟」¹とされており、世界で2,200件以上に及ぶ訴訟が提起されている²。こうしたリーガルアクションの活発化の背景として、世界的に気候変動問題が人権を脅かすものであるとの認識が定着しつつあり、人権保障を担う裁判所の判断を仰ぎ、気候変動対策を前進させようとする動きが拡大している。

○気候変動は人権侵害という問題認識

世界にある気候変動訴訟の中で、今日の流れを作り出す大きなきっかけとなった裁判として、オランダ・Urgenda事件がある。環境保護団体であるUrgenda財団が、886人の市民を代表し、オランダ政府が掲げていた2020年の温室効果ガス排出削減目標の後退(1990年比30%→20%)を受け、削減目標の引き上げ(40%、または少なくとも25%)を行うよう命じる判決を裁判所に求めて提起した訴訟である。オランダの裁判所は、気候変動の影響を既に現実で切迫した危険な人権侵害であると認め、人権侵害から国民を保護することは国の義務であるとし、対策の強化を訴える原告の請求を認め、政府に対して2020年までに1990年比で25%の温室効果ガス削減を達成するための措

¹ Global Climate Litigation Report 2020 STATUS REVIEW より (UNEP 2021/1/26)

² Climate Change Laws of the World <https://climate-laws.org/> より

置を講じるように命じた。この判決に関する情報は、画期的なものとして世界を駆け巡った。

こうした司法判断の流れを受けつつ、国際認識は進展している。気候変動と人権の関係性について、2022年7月28日、「クリーンで健康、かつ持続可能な環境へのアクセスは普遍的な人権である」との宣言が、国連総会においてなされた。すべての人にとって健康な環境を守るための取り組みを拡大するよう、各国政府、国際機関、企業に求めるものとなっている。この宣言に法的拘束力はないが、気候変動問題が人権侵害を含む、深刻な問題であるという認識が国際社会において広く示されたといえる。

○日本における気候変動に対する司法判断

気候変動問題を司法に問う流れは、日本においても起きている。仙台において仙台パワーステーション（石炭:11.2万kW）の操業差し止めを求める裁判を皮切りに、神戸、横須賀において、裁判が係属中である。これまでにそれぞれにおいて、判決が出されている。仙台の一審判決においては、裁判の争点から気候変動が除外されてしまった。そのため、建設を認めた国の判断を問う、神戸石炭行政訴訟の判決から、日本の司法が下した気候変動訴訟の現状を確認する。神戸石炭行政訴訟は、石炭火力発電所の建設をめぐる環境アセスメントにおける国の判断が誤りであり、建設を認めた判断の取り消しを2つの点から求めた。一つは、石炭火力発電所による大気汚染である。石炭火力発電所が稼働することで排出されるPM2.5の予測・影響・評価を行っていないことが違法であると訴えた。二つ目に、排出される大量の温室効果ガスであるCO₂による、気候変動の影響を受けない権利を訴えた。

一審、控訴審判決のいずれについても裁判所は、PM2.5について、「PM2.5を考慮対象とする選択肢は十分あった」とは認めつつも、経済産業大臣の専門的・技術的裁量を前提として、PM2.5を環境アセスメントの対象項目しなかったことは、「違法とまでは

言えない」と判断した。そして、気候変動の影響を受けない権利については、「法的保護に値する個人の利益とまでは言えず、現時点で国際的、国内的に議論が成熟しているとも言えない」として、原告の訴えを却下し、気候変動の影響を訴える権利を認めなかった。

世界では、市民や環境団体による気候変動訴訟において原告適格が認められる例も少なくない。しかし、神戸石炭行政訴訟の判決から見えた、気候変動問題における日本の司法判断は、問題の本質を直視することなく、気候変動の問題が公益にかかわる以上は政治領域で扱われるべきものだととして、そうである以上は、今後も、誰一人CO₂に関する行政判断を争う訴訟を提起することができないという、立ち遅れた姿である。

原告・弁護団は、子どもたちの未来に責任を負う市民として、気候変動について訴えることが許されないのは、憲法上保障されている裁判を受ける権利を侵害するものとして、2022年5月6日に、最高裁へ上告した。しかし、2023年3月10日、最高裁は上告を棄却し、上告受理申し立てについても不受理の決定を下した。

日本の裁判所は、温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電所の新設・稼働計画を野放しにせず、歯止めをかけるべきである。このままでは、世界に対する「公害」国家となってしまう。

3月20日、神戸石炭民事訴訟の判決が予定されている。気候変動の科学的知見に基づき、未来を守ることができるよう、公正な判決が下されることを願っている。



エネルギー安全保障・脱炭素化に原発は有効か

1月16日(月)、オンライン学習会を開催しました。

1. 原子力は脱炭素社会の実現に有効か？

講師: 大島堅一さん(龍谷大学政策学部教授)

講演資料:<https://www.casa1988.or.jp/2/023/lf179009.php>

岸田政権による原子力政策の転換

GX(グリーンTRANSフォーメーション)は、2022年2月1日に経産省産業技術環境局が発表した「GXリーグ基本構想」で示された日本の政策用語(造語)である。GX実行会議は、内閣総理大臣決裁の形で設置され、公衆の参加もない、非公開の形になっている。さらに法定計画の第6次エネルギー基本計画とも、その関係は曖昧なものである。

第5回GX実行会議の基本方針(案)では、次の3点を東ね法案として通常国会で提出することになった。

1. 原子力比率20~22%のために原発再稼働
2. 「次世代革新炉」の開発・建設
3. 停止期間を差し引き、運転期間を延長

原発再稼働で対応できるか

原発の再稼働加速が見込まれているが、柏崎刈羽原発6、7号機の核物質防護設備の機能喪失問題や東海第二原発の避難計画の不備と、いずれも10年以上動かしていない原発を動かすことは難しい。つまり再稼働による2030年目標の原発依存度20~22%の達成は不可能である。

さらに電力供給の安定性と原発は直接関係がなく、電気料金の引き下げにもほとんど効果がない。

次世代革新炉、小型炉で対応できるか

第5回GX実行会議資料2では、革新軽水炉、小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉、核融合の5つが次世代革新炉に挙げられている。しかし革新軽水炉は基本的に今の軽水炉と変わらず、2030年代での製作・建設は不可能である。残る4炉は未だ実証炉、原型炉の段階で、商業炉にまで至っていない。

原発で気候変動を防げるか

日本のエネルギー政策は「再エネも必要、原発も必要」というスタンスに見える。しかしIPCCの第6次評価報告書では、エネルギー部門では、再エネのCO₂削減ポテンシャルが最も大きく、原子力のポテンシャルは少ないとしている。さらに世界123ヶ国25年間のデータ分析から、原発を増やしてもCO₂排出削減に影響を与えないことが判明している(一方で再エネ増加はCO₂削減に影響)。さらに原発に熱心な国は再エネ導入が少なく、再エネに熱心な国は原発が少ないことから、原発と再エネの利用は相互に「矛盾」することが示されている。

持続可能な社会に向けて、カーボンニュートラルに向かう道は

- ① 省エネ・再エネによるカーボンニュートラル
- ② 原子力、火力(+CCS)を含んだカーボンニュートラル

の2つがあるが、原子力の持つ、事故リスク、放射性廃棄物処分、有限のウラン資源の制約、高コストなど、これらの制約条件を考えれば、明らかに原子力は解決策にはならない。

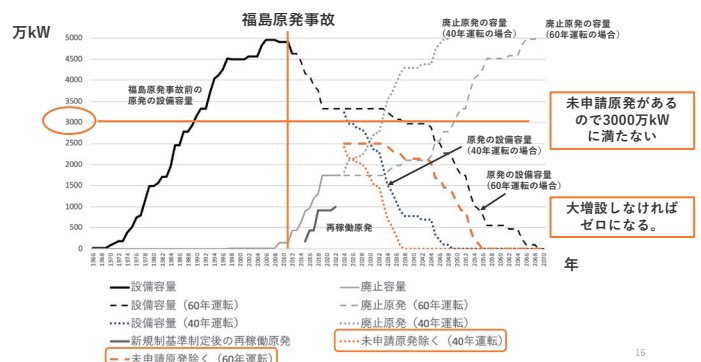


図1 原子力発電の現状 講演資料より

2. 「今後の原子力政策の方向性と行動指針」の課題と問題点

講師: 松久保肇さん (原子力資料情報室事務局長)

講演資料:<https://www.casa1988.or.jp/2/023/55wpet42.php>

モノトーンの審議会

8月24日第2回GX実行会議で岸田首相から、原発の再稼働、運転期間の延長、次世代革新炉の開発・建設、再処理・廃炉・最終処分プロセス加速化等の検討が指示された。これを受けて経産省原子力小委員会では、「今後の原子力政策の方向性と行動指針(案)」に整理した。原子力小委員会は委員18人、専門委員3人の構成であるが、この内2人を除いては原子力や経産省に肯定的な人たちである。

実際多くが利害関係者で構成された委員会で、異口同音の委員発言で、経産省の提案の承認の場となっている。

言葉遊びの政策

GX実行会議では、足元2～3年の対応として、最大原発9基の稼働を目指すとしているが、しかし再稼働は計画どおりに進んでおらず、2021年度の原発シェア7.8%に対し、2022年度は減少見込みである。一方で各原発とも使用済み燃料貯蔵能力がひっ迫してきており、川内、高浜、大飯は2027年前後で、美浜、柏崎刈羽は2031年前後で貯蔵量の限界を迎える。再稼働しても数年で停止になる可能性がある。

さらに2011年以降、約11兆円を超える巨額の未稼働原発の維持費は、消費者が負担している。FIT賦課金(2022年度単価3.45円/kWh)は賦課金という形で検針票に明示化されているが、原発の維持費については発電原価の内数となっているため、消費者にはい

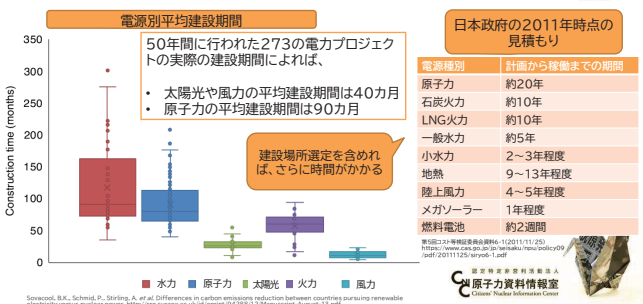


図2 運転開始に時間がかかりすぎる原発

くら負担しているのかが見えない形になっている。一方で大手電力の設備投資の約6割が原子力関連支出になっており、この動かない原発への過剰投資によって、他の電源への投資が不足し、一方で老朽火力の廃止・停止等で電源ひっ迫も考えられ、他の電源に投資をしていないため、原発再稼働への圧力にもなっている。

運転開始についても、原発は時間がかかり過ぎる。図2の2011年時点の日本政府の見積もりでも、メガソーラー:1年程度、陸上風力:4～5年程度、一般水力:約5年、火力:約10年に対して原子力は約20年である。さらに革新軽水炉ではコスト超過・工期遅延が頻発している。この点からも原発は2030年までの気候変動対策には間に合わない。

無責任な原発新設計画

新たな2030年のエネルギーミックスの原子力約20～22%を満たすには、30基程度の原発が必要になる。2050年には、原子力10%で原発18～25基、原子力20%で、原発37～50基、原子力30%で原発56～75基という途方もない数になる。

老朽原発稼働延長のリスク

停止期間を差引き、運転期間を延長できることになる。

福島第一原発事故の反省から、原子力規制委員会・原子力規制庁は、経済産業省など原子力利用側から完全に分離された。それにも関わらず、原子力規制委所管の原子炉等規制法を含めた改正案を経産省がまとめて閣議に諮ることは、原子力規制を所管する環境委員会に対する越権行為である。GX関連法案を「東ね法」にして一括審議することは、多くの重大な改正(改悪)事項について、十分な審議時間が確保できないという大きな問題がある。

山田 直樹 (CASA ボランティア)



電気料金を決めているしくみ・要因は何か？

3月4日(土)、大阪産業創造館をサテライト会場として、オンライン学習会を開催しました。

電気料金を決めているしくみ・要因は何か？～制度と市場の現状を学び、適正な料金のあり方を考える～

講師: 竹村 英明さん (グリーンピープルズパワー (株) 代表取締役、市民電力連絡会理事長)

講演資料:<https://www.casa1988.or.jp/2/023/qf379xmz.php>

電気料金はなぜ値上がりするのか

- ・ウクライナ戦争による天然ガス、石炭の値上がりは、昨年8月をピークに今は1/3～半分近くに下がっており、電力の市場価格とは違う動きとなっている。
- ・託送料金「制御不能費用」に、原発関連費用が繰り入れられている(本来大手電力の原発費用が新電力にも回されている)。
- ・市場価格の高騰がある。市場価格の高騰により、新電力は去年146社(新電力全体の約2割)が倒産・廃業、撤退に追い込まれた(大手電力が「最終補償供給」を拒否したため、従来の2倍3倍の額で供給確保をせざるを得なかった)。

電気の市場価格高騰とは

- ・新電力の多くは電気を調達して販売している。その調達先の大部分は電力市場で、そこでの価格高騰は、新電力の仕入れ価格の高騰につながる。
- ・JEPX(日本卸電力取引所)とは、図1に示すように、電気を売る会社と買う会社が、電気を取引する場所である。しかし実際大手電力は全体の70%を、市場価格よりもはるかに安い大手電力小売りと相対

契約を結んでおり、JEPXに出すのは、それ以外の余った分を高値で出す形になっている(圧倒的な大手電力の売り手市場)。一方新電力は市場での電気不足で価格が高騰する影響を直接受け、大手電力から高額インバランス供給を受ける必要が生じる。これを避けるため、新電力会社の中には逆の買入札をする会社も多い。

電気料金価格の構成

電気料金の内訳は、①電気の仕入れ、②託送料金(基本料金)、③託送料金(電力量料金)、④会社経費、⑤会社利益からなる。これに再エネ賦課金と燃料費調整額が加わる。

燃料費調整制度とは、化石燃料(石油)の価格変動を電気料金に反映させるため、毎月の変動に応じて、電気料金を調整する制度で、本来は化石燃料を供給している会社が取べきリスクを消費者に転嫁する制度である。化石燃料価格が安いときは、大手電力に有利な割引制度として使われたが、化石燃料価格が高騰すると割高な「追加料金制度」になっている。

再エネで電気料金は安くならない

前述の不完全な電力自由化と、歪んだ市場の仕組みのせいで、新電力の仕入れ価格にあたる電気の市場価格が、ずっと高騰を続けている。さらに再エネが電気料金を安くできないのは、日本の再エネ独特の「FIT特定卸供給」という仕組みのせいである。

特定卸供給とは、一度、送配電会社がFIT価格で買い取り、FIT発電所と契約を結んだ新電力に「卸価格」で渡す仕組みである。図2に示すように、この「卸価格」は市場価格となり、

電気を売る会社と買う会社が、電気を取引する場所。電気の流れとは、全く別であることに留意。

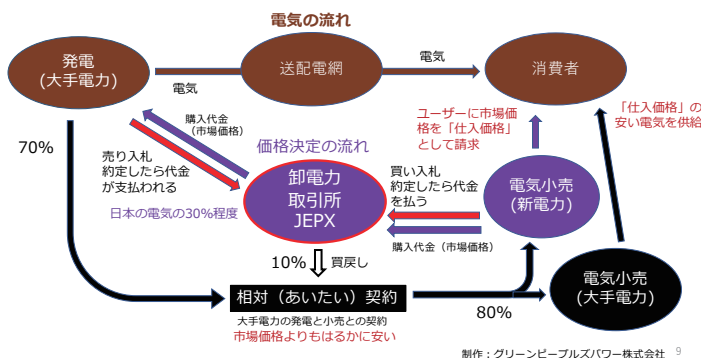


図1 JEPX(日本卸電力取引所)

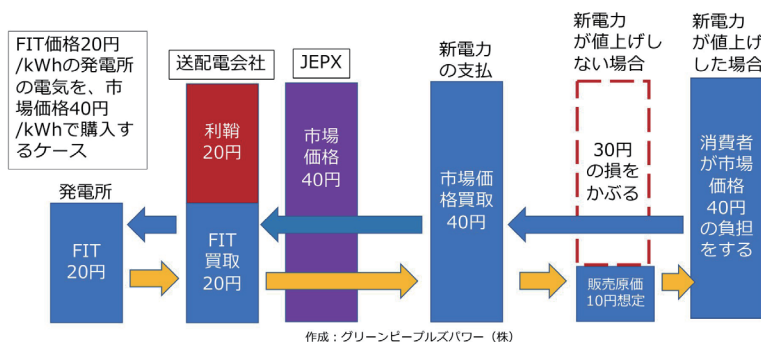
それがFIT価格より高い場合、新電力はFIT価格より高い仕入れを行ったことになる。これによって、新電力は、市場価格で高くなったFIT電力の価格差を吸収できず、多くの倒産を生んでいる。さらに最終価格に転嫁することで、消費者が値上がり分を負担する形になっている。これは、そもそも新電力が市場価格で再エネを買わされているという、明らかな制度設計の失敗である。

日本での再エネ普及の課題

世界では太陽光や風力といった再エネのコストは右肩下りの傾向にある。日本でも太陽光は12円、陸上風力は14.9円と価格は下がってきているが、世界に比べて高くなっている。その理由は日本の再エネが化石燃料価格と連動しているためである。

環境省の「我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル」によると、再エネポテンシャルは電力需要の2倍を超えている。

FIT再エネの「特定卸供給制度」は、一度送配電会社が買取り「卸価格」で新電力に渡す仕組み。卸価格は市場価格で、それがFIT価格より高い場合、新電力はFIT価格より高い仕入れを行ったことになる。



新電力は価格差を吸収できず、最終価格に転嫁するため消費者が値上がり分を負担している。

図2 新電力は高騰した市場価格でFIT電気を買わされている 講演資料より

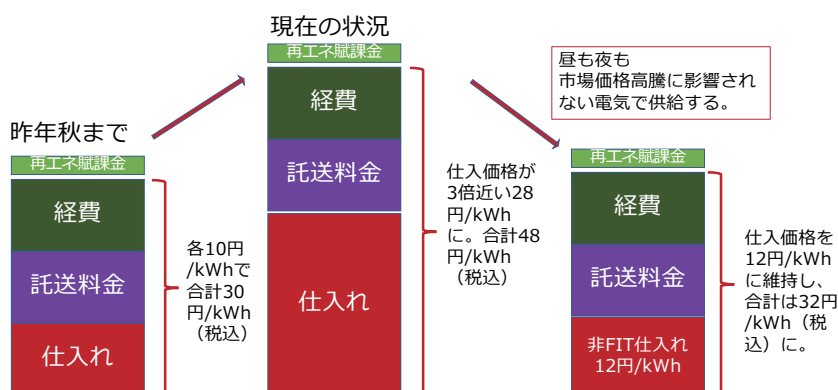


図3 電気料金の仕組みと「昼とく」の目標 講演資料より

日本の電気は足りているかについては、HJKS (JEPX登録発電所) が、発電所は足りているとしている。しかし石炭火力、原子力、石油火力が送電線容量を押さえており、再エネの系統接続を邪魔している。今後は老朽火力を計画的に再エネに置き換える必要がある。地域間連系線強化については、各送配電会社の負担となっているので遅々として進んでいない。

容量市場、ベースロード市場、非化石価値市場、長期脱炭素電源オークションは市場と呼べるものではなく、再エネ普及を阻む不要なものである。

大手電力「カルテル」や不正閲覧問題 (4ページ参照)

2018年に九州、中国、中部電力エリアでの関西電力のシェアが最大になると、社内で安値競争懸念の声上がり、4社でカルテルが結ばれ、2022年公正取引委員会から処分を受けた。さらに2022年、関西電力が送配電情報を小売が閲覧という情報漏洩問題が発覚(後に東北、四国、中国、中部、沖縄、北陸電力に

も拡大)。さらに今年1月には再エネ発電所情報システムの不正閲覧も発覚している。

再エネ普及をどうすればいいか

グリーンピープルズパワー (GPP)

の脱FIT・脱市場プログラム

- ・固定価格を直接購入する非FITの風力と太陽光を100%にする。

- ・太陽光発電の効果で、昼間の市場価格が安く、夕方から夜にかけて価格が上がる「昼とくメニュー」を導入する(これは市場価格が毎日お昼の正午が一番安く、18時頃がピークであることから、それを反映させた電気料金メニューになる)。これをもとにした電気料金のしくみ(図3)で、市場価格の高騰に影響されない電気の供給が可能になる。

山田 直樹 (CASAボランティア)



第20回・第21回ちきゅうCaféを開催

CASAは、2023年1月25日に第20回ちきゅうCafé「決定的に重要な10年！ 国連の気候変動交渉（COP27）ではどんなことが話し合われたか」を開催しました。CASAインターンの安愛美さんから気候変動とファッションをテーマにリサーチした発表を聞いたほか、CASAスタッフの土田がCOP27の報告を行いました。2月16日には、第21回ちきゅうCafé「ポイントはこれ！若者と読み進めるIPCCの科学 AR6/WG1」を開催し、久留米大学商学部の皆さんから、「大学生が高校生に伝えるIPCCの知見」をテーマに発表を聴きました。

第20回ちきゅうCafé

安さん発表:大量生産・大量消費・大量廃棄の現状と私たちにできること～ファッション業界を例に～

ファッション業界が環境に与えるインパクトは大きい。気候変動の面では、繊維産業から排出される温室効果ガスはCO₂換算で年間12億トンに及ぶ(2015年)。繊維産業が現在の排出経路を維持する場合、2050年時点で、2℃目標を実現するためのカーボンバジェットの26%を占めることになる。ほかに、水の消費量の多さ、農薬や有害物質による水汚染、マイクロファイバーによる海洋汚染も環境へのインパクトである。2013年に発生したラナプラザ事故は、ファッション業界が人権問題にも取り組む必要があることを示した。2019年、国連は「持続可能なファッションのための国連アライアンス」を立ち上げ、「ファッションの生産プロセスと消費パターンに大幅な変化が見られない限り、この部門の社会と環境へのコストは増え続ける」としている。

日本は1人当たり衣服消費における年間CO₂排出量が世界最大の国で、世界平均の5倍以上である(2011年)。日本では高度経済成長期に可処分所得が増え、個の表現として流行やデザインを追う「ファッション」が生まれた。2000年代には、服の購入枚数が増え、同じ服を着る回数が減り、廃棄されるまでの期間が短くなるなど、服の買い方・着方が変化し、大量消費・大量廃棄につながっている。こうした変化の背景の1つにファストファッションの台頭がある。私たちの行動からシステムチェンジを起こすため、①服の寿命を延ばす、②ライフサイクルを考えて服を選ぶ、③素材を意識した服選びを実践することを提案したい。①は、「服を買わない」ことにもつながる。「スロー」



ファッションにしていくことが必要だと思う。

土田による報告:決定的に重要な10年！国連の気候変動交渉（COP27）ではどんなことが話し合われたか

COP27で最大の成果は「損失と損害(ロス&ダメージ)」に対処する基金の設立に合意したことである。移行委員会の設置も決まったが、誰が資金を拠出するのか、誰が受け取り手になるのか、どんな内容を支援の対象とするのかなど詳細に関する議論はこれからである。1.5℃目標の実現のために2030年目標の水準を引き上げることが必要とされているが、COP27はIPCCの報告書が示唆する2030年目標の早急な大幅引き上げの要請に応えることはできず、COP28へ持ち越しとなった。依然1.5℃目標の達成は危うい。環境NGOらの活動は、議長国によってCOP会場内に限定されたが、交渉の前進を求めて気候マーチやアクションが取り組まれた。条約事務局長は、COP27閉会時に「市民社会は、私たちがこの地点に到達するのを助

けたという点で、大きな称賛を受けるべき」であり、「活動家、研究者、科学者、若者、先住民など、一人ひとりの声が必要ならば、私たちはここまで到達することはできなかっただろう」と述べた。交渉外の動きで注目されるのは、国連事務総長主導によって取りまとめられた「非国家主体によるネットゼロ・コミットメントに関する提言書」の発表である。提言書は1.5℃目標の達成、科学的な整合性、透明性を重視し、グリーンウォッシュを許さない立場を明確にしている。日本政府は国内の石炭火力発電を維持する方針だが、こうした方針が、たとえば日本でビジネスを展開する企業にとって不利に働くのではないかと懸念される。

第21回ちきゅうCafé

久留米大学商学部近江ゼミの皆さんが、科学の最新の報告書を読み解き、地球の気候の現状、将来あり

うる気候、工業化前に比べて地球の平均気温の上昇が1.5℃/2℃の場合にもたらされる影響の違い、大幅な排出削減が急がれる理由などについて、高校生が聴いて分かるプレゼンテーションに挑戦された¹。苦労したのは、分かりやすさと正確な情報提供との両立で、スライドの構成や言葉遣いについては、グループで話し合いを重ね、本番に臨んだという。毎年のように大雨によって自宅が浸水被害を受けている学生さんもあり、IPCCの報告書を読んで、自分たちは気候変動による悪影響を受けている当事者だと思ったし、その影響が強まってきていると感じると話していた。CASAのパフレット「IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書を読む」²は、報告書の理解に大いに役立ったそう。参加者からは「一生懸命伝えようとしている皆さんの熱意が伝わってきました」との感想が寄せられた。

土田 道代 (CASAスタッフ)



写真左上:A章担当の下川典也さん、谷端麗さん、右上:B章担当の金井瀬奈さん、河村一輝さん、山田響己さん、左下:C章担当の旗崎建至さん、松崎隼人さん、右下:D章担当の齊藤正敬さん、田中悠葵さん(写真提供=久留米大学)

¹ 当日の様子は、久留米大学のホームページにも掲載されています。学生が気候変動に関する報告書を読み解きプレゼンを実施【商学部】、<<https://www.kurume-u.ac.jp/site/syougaku/20230220.html>>

² CASAのパフレット「IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書を読む」は、CASAホームページで好評販売中です。ぜひご利用ください。<<https://www.casa1988.or.jp/shuppan/index.htm#AR6WG1>>



家庭でできる創エネ・省エネ学習会を開催

2月17日(金)に大阪いずみ市民生活協同組合で「家庭でできる創エネ・省エネ学習会」を開催し、8名の参加がありました。宮崎より温暖化の現状と排出実質ゼロに向けての世界と日本の取組について、その後CASA理事の三澤より家庭でできる創エネ・省エネについて報告し、最後に質疑応答を行いました。学習会後の参加者へのアンケートで伺った「印象に残った取り組み」を中心に紹介します。

①自動車のエアコンの具体的な使い方

エコドライブとは環境にやさしい運転のことで、それによってCO₂排出量を減らすことができます。緩やかにアクセルを踏んで発進するe-スタートやアイドリングストップなど、環境省では10の項目について提案をしています。

その中に、「エアコンの使用は適切に」があります。車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。もし、車内の温度設定が外気と同じ25℃であった場合、スイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。また、冷房でも、車内を冷やしすぎないようにとしています。冬場でも「ON」のままにして温まり過ぎのことがありますね。



②コープ電気について

いずみ市民生協では、「コープでんき」の販売を行っています。発電に必要なエネルギー資源の世界的な高騰を受け、電気の調達コストが大きく増大しています。生協として安定的な電気の調達およびコスト削減に努めてきましたが、事業継続のため値上げを実施することになりました。組合員の方には、「コープでんきは現状よりお安くなります」「再生可能エネルギーの電気を利用している」ということで普及に努めてきましたが、「関西電力重量電灯A」料金と比較して高額となるため、利用組合員の方に、新たな料金メニューと他社への切り替え方法について案内を実施しています。

③家電製品の買い替え

家電製品の買い替えでは、電力使用量の大きい機

器から、そして「★」の数字の大きい商品を選ぶことで、省エネの効果はより高くなります。家電製品で電力使用量の多いのは、エアコン、冷蔵庫、照明、テレビの順です。



④温暖化が進んだ時の猛暑日・熱帯夜の日数

今後、温暖化対策を全くとらなかった場合、大阪では20世紀末と比較して21世紀末頃には、真夏日は73日から130日、猛暑日は12日から70日に、熱帯夜は37日から100日になると予測されています。猛暑日は2か月間を超え、熱帯夜は3か月を超えるという予測です。

⑤温暖化を止める為に再生可能エネルギーの電気を使う。

日本は、電力の約70%が火力発電でCO₂を大量に排出しています。電力自由化により電気を選ぶことができるようになったので、「再生可能エネルギーによる発電」をしている電力会社を選ぶことで、CO₂の大きな排出削減となります。

⑥家の断熱性を上げることが大切

省エネの技術対策で一番効果が大きいのが、「住まいの」の断熱や遮熱の対策です。冷暖房によるCO₂排出量は住まい全体の約1/4を占めています。

住宅の中でも熱の出入りが最も大きい窓の対策が重要です。さらに断熱性能の向上は、ヒートショックやアレルギー対策にもなり、健康にもいい効果があるとされています。

リフォームや新築で、補助金制度があります。新築・改築・リフォームを検討されている方は、補助金制度を利用して省エネ住宅をめざしましょう。

宮崎 学 (CASA事務局長)



淀川庭窪ワンドでのごみ清掃活動

CASAでは、プラスチックごみ問題に取り組む中で、ごみ清掃の活動にも参加しています。実際に河川のごみ清掃をすることで、ごみが減少するというだけでなく、プラスチックごみの多さに驚き、なぜこんなところにあるのかを考え、プラスチックごみを減らそうという気持ちになります。

2月12日(日)に開催された「淀川水系一斉美化アクション 淀川京街道クリーン大作戦庭窪」の活動にCASAとして、おおさかパルコープ・よどがわ市民生協の職員・組合員の方6名で参加しました。清掃活動に参加したあと、ミニ学習会を開催しました。当日の活動について報告をします。

淀川水系一斉美化アクションは毎年1月～3月に淀川水系で実施する清掃活動で、CASAは庭窪ワンドでの清掃活動に参加しました。全体では地元の企



業、団体、大学生など15団体65名の参加がありました。

数日前に雨

が降っていたので、たくさんのごみが漂着していました。庭窪にはワンドあります。ワンドとは、川の本流とは繋がっていますが、池のようになっている地形で、ごみが溜まりやすくなっています。

以下は、回収前と回収後の様子です。



ごみが如何に多いかがわかっていただけると思います。作業時間はわずか1時間でしたが、ごみ袋で10袋集

めました。ほとんどがプラスチックごみで、ペットボトルが大量にありました。

水に浮いている大きなごみはほとんど回収できましたが、小さく分解した発泡スチロールやプラスチックの破片など、マイクロプラスチックの回収までには至りませんでした。また、ワンドには土砂が流され堆積しています。見ると土に埋まったレジ袋などがあり、

長年にわたり分解しないままゴミとなっていることがわかります。

以下は参加された方の感想です。

- ・ペット飲料の製造会社すべてに、日本の全てのペットボトルを回収する義務を課す法律ができればいいのに・・・せめて自販機には必ずゴミ箱をつけて欲しいと思うぐらいペットボトルのゴミが多い印象でした。
 - ・聞きしに勝るゴミの多さにまずびっくりしました。最初、このゴミは淀川河川敷で投棄されたものだと勘違いしていましたが、学習会で上流の河川から流れ着いたものだと知り、また、これらの回収されないプラスチックゴミが年間で1270万トンも海に流出していると知り愕然となりました。海洋に流出するプラゴミについての問題意識は、薄かったのですが、今回大変勉強になりました。
 - ・一回でもこの状態をすべての国民が自分の目で見て欲しいと思いました。もっと年齢層も幅広く、楽しいイベントも兼ねて多くの人に加わってもらえるよう何か考えられないかと。
 - ・今後、取り組みたいことでは、極力ペットボトル飲料は買わない。分別する。家庭ごみ・食品ロスを減らす。マイボトルに挑戦など削減の取り組みに加え、ときどきゴミ拾いに参加する。美化アクションの取り組みを広げるなど、清掃活動への参加の声もありました。
- 庭窪ワンドでは、4月から11月まで月1回(日曜日)、清掃活動を実施しています。参加してみようという方は、CASAまで。

宮崎 学(CASA事務局長)



地域での脱炭素の取り組みを応援します ～島本町での取り組み～

CASAでは、「2050年までに脱炭素社会の実現」にむけて、CO₂の排出削減の可能性を検討してきました。加えて各地域で脱炭素社会をどう実現していくのかを、地域の人たちが考え、課題をみつけ実践していく活動を支援する取り組みも進めています。始まったばかりのこの取り組みを紹介します。

CASAでは、地域でどのようにして脱炭素化を実現していくか、その可能性と対策について検討し、シンポジウム等で市民の方にその結果を報告するとともに交流をおこなってきました。

2022年度にはいり、地元の関西でも地域と連携して活動を進めていこうということで、昨年1月に開催した議員研修会に参加された高槻市と島本町の議員に声をかけさせていただき、連携がスタートしました。今回は島本町での取り組みを紹介します。

2022年8月20日に、「しまもと・フォーラム」の方と懇談会を持ち、それぞれの取り組み状況の交流をし、まずは、脱炭素社会の実現の可能性についてCASAで検討し、その報告会を開催することを確認しました。

2023年1月27日に山田町長、都市創造部の職員の方と意見交換会を開催していただき、CASAより脱炭素の取り組みの視点と島本町での脱炭素の可能性と実現にむけての取り組みについて、情報提供をさせていただき、島本町の現状についても情報交換を行いました。

町長や担当の方とお話できたのは、今後の取り組みを進めていく上で、非常に意義があったと思います。

そして、翌28日にしまもと・フォーラムの協力を得て、町民の方を対象に「島本の脱炭素の実現にむけて私たちにできること～島本の明るい豊かな未来を考えよう～」というタイトルで報告会を開催し、23名の参加がありました。

① どのように「地域脱炭素」を実現していくのか (上園昌武さん)

- ・エネルギー自立(省エネ対策と再エネ100%)で地域経済の自立
- ・地域の困りごとや課題を同時に解決していく

・基礎知識の共有⇒脱炭素の必要性⇒実現方法

② 温暖化の現状と脱炭素へのみちすじ (近江貴治さん)

- ・1.5℃目標達成(67%確率)のために残された排出量は400GtCO₂であと7年分しかない。
- ・地域の資源を利用して発電し、電力の地産地消を目指す(地域内循環)

③ 島本町の脱炭素社会への転換と地域発展 (歌川学さん)

- ・島本町のCO₂排出割合電力50%、産業22%
- ・設備の更新時に優良省エネ技術の普及、再エネ転換で、エネルギー起源のCO₂排出量は2030年56-65%、2050年で100%削減可能(2018年比)
- ・設備投資は必要だが光熱費の削減で回収可能、地域企業の受注でお金が地域で回る
- ・住民・地域の様々な主体が議論してまちの将来を決めていく

④ 家庭でできること(宮崎 学)

- ・省エネでエネルギーの消費量を減らす
- ・再生可能エネルギーの電気の利用でエネルギーの転換
- ・窓の対策で住まいの断熱・遮熱、補助金利用

参加された方の感想

- ・盛りだくさんの内容で資料も多くいただいて、消化しきれないくらいです。本当に急がれる課題なので、各自がやれることを実行するのが大切だと感じました。

その後、反省会を開催し、

- ① 脱炭素や生ごみなどの学習会の開催
- ② 電力の地産地消にむけての取組
- ③ 学校や企業との連携

という方向性で進めていくことになりました。

宮崎 学(CASA事務局長)



自然エネルギー市民の会の活動

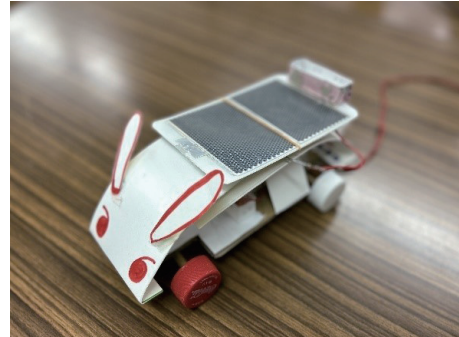
■「第6回おづぶらざフェスタ」に出展

おづぶらざは、泉大津市市民活動支援センターの通称で、今回会場となったテクスピア大阪を中心に市民活動の交流会の拠点となっているところで、汐見市民共同発電所の設置以降、PAREも登録団体となり、活動に参加しています。

2023年2月23日(木)に「第6回おづぶらざフェスタ」にNPO法人おづ自然エネルギー市民の会と共同で出展しました。コロナウイルス感染症の影響もあり、3年ぶりに出展しました。フェスタは、日頃の取り組みの成果を発表するステージタイムやブースへの出展、団体の活動掲示など、延べ40を超える団体の参加があり、来場者も600名を超え、過去にない盛り上がりでした。



PAREの出展内容は、汐見市民共同発電所発電実績や他の発電所を紹介するパネルの展示、今年の干支にちなんだ、うさぎのソーラーカー工作や、手回し発電機を使ってLEDと豆電球の違い、模型電車を走行させる体験や、うちわであおぐ風力発電体験などです。



た。ブースへの来場はほぼ途切れることがなく、大人にも子どもにも楽しんでいただけたと思います。

今回の出展では、汐見市民共同発電所の実績や他の発電所の紹介を熱心に見ている方が多くいらっしゃいました。そうした中、会場で会員に入会していただいた方や、マンションにお住まいの方からの太陽光発電の設置のご相談などもありました。エネルギー価格の高騰などによる電気代の値上げが影響しているのかもしれませんが、もう一点、おづぶらざ事務局の方をはじめ、登録団体の方々との交流が進みました。話をお聞きすると、おづぶらざへの登録団体は年々増えており、中でも子育て世代の方のサークルが、いくつか集まってイベントを開催することもあり、その際にはPAREにお声かけいただけるようになりました。また、個別にイベントの出展へのお誘いもいただき、企画部会で検討していくことになりました。

これまで泉大津市や大阪府みどり公社と協力して開催してきた環境工作教室や、仲よし学級(学童保育)での環境学習講座などと合わせて、今後も地域のみなさんとのイベント開催に向けて協力関係を築いていきたいと思っています。



■ 自然エネルギー市民の会が係る市民共同発電所

	ポっぽおひさま発電所						せのがわおひさま発電所				
	実績	前年	前年比	自家消費量	自家消費率	設備利用率	予測	実績	達成率	設備利用率	
2020年度合計	10,473	10,458	100%	6,404	61%	11.9%	57,220	68,388	120%	13.8%	
2021年度合計	9,746	10,473	93%	5,977	61%	11.3%	29,919	32,159	107%	12.1%	
2022年度	4月	1,099	911	121%	673	61%	13.9%	2,955	3,889	132%	17.9%
	5月	1,005	986	102%	612	61%	12.7%	3,371	3,927	116%	17.5%
	6月	968	931	104%	522	54%	14.4%	2,888	3,378	117%	15.5%
	7月	936	860	109%	542	58%	12.6%	3,095	3,136	101%	13.9%
	8月	1,101	1,000	110%	634	58%	14.3%	3,329	3,624	109%	16.1%
	9月	828	743	111%	478	58%	11.5%	2,574	2,652	103%	12.2%
	10月	748	809	92%	445	59%	10.4%	2,370	3,149	133%	14.0%
	11月	800	710	113%	458	57%	10.7%	1,771	2,516	142%	11.6%
	12月	518	719	72%	335	65%	7.4%	1,527	2,002	131%	8.9%
	1月	639	623	103%	452	71%	7.8%	1,624	1,936	119%	8.6%
2月	527	616	86%	401	76%	7.8%	1,797	2,283	127%	11.2%	
3月											
2022年度合計	9,169	8,908	103%	5,551	61%	11.3%	27,301	32,492	119%	13.4%	
発電開始からの累計	180,340			133,983	74%	11.3%	346,534	419,035	121%	13.7%	

	福島りょうぜん市民共同発電所				福島あたみまち市民共同発電所				泉大津汐見市民共同発電所				
	予測	実績	達成率	設備利用率	予測	実績	達成率	設備利用率	予測	実績	達成率	設備利用率	
2020年度合計	52,651	60,069	114%	13.0%	209,250	200,531	96%	10.9%	52,652	64,251	122%	14.5%	
2021年度合計	51,882	60,813	117%	13.2%	207,158	208,290	101%	11.4%	52,126	61,435	118%	14.1%	
2022年度	4月	5,366	6,917	129%	17.2%	21,685	24,249	112%	14.6%	5,205	6,326	122%	17.0%
	5月	5,405	6,633	123%	17.0%	23,111	25,099	109%	16.1%	5,695	6,253	110%	15.8%
	6月	4,308	5,305	123%	14.5%	19,561	21,821	112%	14.9%	5,097	6,521	128%	19.4%
	7月	4,134	5,600	135%	13.9%	19,371	23,808	123%	15.2%	5,717	6,299	110%	17.5%
	8月	4,473	4,966	111%	13.1%	20,022	16,614	83%	11.4%	5,976	7,289	122%	18.4%
	9月	3,750	5,122	137%	12.3%	15,511	15,640	101%	10.0%	4,390	5,350	122%	15.4%
	10月	3,898	4,172	107%	11.8%	14,958	16,852	113%	10.4%	3,838	4,838	126%	12.2%
	11月	3,315	5,224	158%	13.4%	12,149	15,948	131%	10.5%	2,963	4,788	162%	13.8%
	12月	3,383	2,699	80%	7.7%	11,233	11,048	98%	7.6%	2,600	3,203	123%	9.2%
	1月	3,908	4,368	112%	10.5%	12,716	8,333	66%	4.9%	2,735	3,820	140%	9.7%
2月	4,280	4,326	101%	12.3%	15,039	8,260	55%	5.9%	3,100	3,312	107%	9.9%	
3月					19,733	15,076	76%	10.7%					
2022年度合計	46,220	55,332	120%	13.1%	205,086	202,748	99%	11.0%	47,316	57,999	123%	14.4%	
発電開始からの累計	510,390	575,674	113%	13.2%	1,712,471	1,650,586	96%	11.1%	417,858	507,117	121%	14.8%	

引き続き、全発電所が、機器のトラブルもなく予測値を上回り、順調に発電しています。

「みんな電力」(株)UPDATER)との特定卸供給契約について、福島りょうぜん市民共同発電所に続いて、福島あたみまち市民共同発電所も5月には供給開始承諾が下りるよう、準備をすすめているところで。みんな電力では「顔の見える電力」というサービスがあり、生産者の顔が見えるだけでなく、ご自分の電気代で生産者を応援できる仕組みになっています。

1か月に1か所、好きな発電所を選んで「応援」する

と、ご自分の電気代から100円が応援金として自動的に発電所に支払われます。みんな電力をご利用の方は、ぜひ、福島りょうぜん市民共同発電所の「応援」をお願いいたします。



みんな電力HP

島田 和幸 (CASAスタッフ)



第51回公害環境デー 気候危機を止める！ 市民はどう考え、どう行動するか

2023年2月4日(土)、第51回公害環境デー大阪府民集会在開催され、110名が参加しました。今年のテーマは「気候危機を止める！ 市民はどう考え、どう行動するか」でした。CASAからは早川専務理事、宮崎、PAREからは中村庄和さんが参加し報告をしました。開会挨拶と一部のシンポジウムの概要を紹介します。

金谷邦夫実行委員長開会あいさつ

- ①地球温暖化・気候危機の深化は社会的災害
 - ・気候変化の極端化・災害の多発・激甚化
- ②日本政府の気候問題への取り組みの問題
 - ・石炭火力脱却への道筋が描けていない
 - ・原発依存による将来世代への無責任さ
 - ・原発は気候危機対策の救世主にはならない
 - ・再エネへの本格的取組を遅らせている
- ③自治体・首長に求めたい政策・姿勢
 - ・自主的な態勢確立
 - ・持続可能な環境・エネルギー宣言
 - ・地域の特色を生かしたエネルギー創出政策
 - ・自治体職員の働き甲斐を見出させる
 - ・住民のエネルギー創出・省エネ取組支援
- ④市民にできること
 - ・政府自治体に脱原発と再エネ推進の働きかけ
 - ・自ら、再エネの普及・省エネに取り組む
 - ・持続可能な地球に向けて一步を踏み出す

COP27の成果と課題

(早川専務理事)

- ①実施のためのCOP&アフリカでのCOP開催

- ・運用ルールが決まり「行動・実践」の段階に
- ・「損失と損害」の資金メカニズムに決着

- ② COP27の成果

- ・損失と損害についての基金の創設が合意
- ・排出削減についてはほとんど進展していない
- ・現目標では今世紀末に平均気温は2.5℃上昇

- ③日本政府の動き

- ・「化石賞」を受賞(化石燃料事業への投資最大)
- ・環境大臣が削減目標引上げの意思なしを表明

- ④ COP28にむけて

- ・日本政府の削減目標の引上げと石炭火力発電所の全廃シナリオの策定を実現させる



再生可能エネルギーの展望(中村庄和さん)

- ①世界と日本の再エネ
 - ・世界では数年後に再エネが最大の電源に
 - ・日本は現状19.8%、30年の目標も36～38%
 - ・再エネで電力は賄え、コストも最安値になる
- ②市民共同発電所 エネルギー資源は地域のもの
 - ・市民が意思決定に関わり、出資も行う
 - ・収益も地元還元、地元の業者で地産地消
 - ・環境活動の実施

すべての市民が関われる省エネ対策(宮崎)

- ①知り・知らせること
- ②脱炭素にむけての取り組み
 - ・省エネ(家電製品の買い替え、住まいの断熱)
 - ・再生可能エネルギーへの転換
- ③社会のしくみを変える

- ・国・自治体・企業に意見や提案を提出

- ・気候変動に積極的な企業・政党・団体を支援

自治体の温暖化対策(中村毅さん・原発ゼロの会)

- ①大阪府下の自治体の取り組み

- ・太陽光発電・蓄電池の設置補助
- ・エネファーム、ZEH、太陽光温水器への補助
- ・CO₂削減目標や再エネの普及率の目標がない
- ・自然エネ・再エネ担当職員、関連予算が少ない

- ②脱炭素・自然エネ推進に熱心に取り組む自治体の実現のために

- ・省エネ・再エネ推進の住民の世論と運動が必要
- ・みんなが取り組めるところから始める。

(Think globally Act Locally)

宮崎 学(CASA事務局長)

